

小田原市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき補助金監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月27日

小田原市監査委員	数	馬	勝
小田原市監査委員	近	藤	正道
小田原市監査委員	鈴木	敦	子

令和5年度補助金監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

- 1 公益財団法人小田原市体育協会補助金に係る市の財務事務の執行
- 2 同補助金に係る公益財団法人小田原市体育協会の出納その他の事務の執行
- 3 同補助金に係る市の事業管理

- ※ 1及び2にあつては令和4年度執行分、3にあつては令和3～5年度分を対象とする。
- ※ 所管課はスポーツ課

第4 監査の目的

- 1 公益財団法人小田原市体育協会補助金に係る市の財務事務の執行が法令に適合し、正確であるか
- 2 同補助金に係る公益財団法人小田原市体育協会の出納その他の事務の執行が同補助金の目的に沿って行われているか
- 3 同補助金に係る市の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、補助金事務の特性に応じて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	監査の着眼点
1	法令・予算議決の趣旨等に適合しない補助が行われるリスク	・補助金交付要綱の目的、対象者、対象事業、補助金額は法令・予算議決の趣旨等に適合しているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・事業計画が補助目的に適合しているか ・事業計画、交付条件どおりに補助金を使用され事業が行われているか（実績報告にてその確認を行っているか）
3	事業の見直しが行なわれず、改善の機会が損なわれるリスク	・補助事業の効果を検証し、改善をしているか

第6 監査の実施内容

公益財団法人小田原市体育協会補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付決定決裁文書、実績報告書のほか、同補助金に係る公益財団法人小田原市体育協会の帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員及び公益財団法人小田原市体育協会職員からの説明聴取を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市の公益財団法人小田原市体育協会補助金に係る財務事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、公益財団法人小田原市体育協会の同補助金に係る出納その他の事務は、重要な点において同補助金の目的に沿って行われていると認められた。

なお、同補助金に係る市の財務事務の執行に関し、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 小田原市文化体育課所管に係る補助金交付要綱において、同補助金の算出方法は別に定めると規定し、各事業費に対する補助金額の上限を定めているとのことだが、明文化したものがなかった。算出方法について明文化し、適正な補助金額となっていることを確かめられる仕組みが必要である。
- (2) 補助金実績報告書に、補助事業に係る収支決算書の添付がなかった。またスポーツ振興事業に含まれる個別の事業（大会、研修会等）ごとの補助金充当額及び法人運営事業の補助金充当額を記載した書面が添付されていたが、補助金充当額が予算時点のものであった。市は、実績報告書の添付書類として、補助事業に係る収支決算書を提出させた上で、スポーツ振興事業及び法人運営事業に含まれる個別の事業ごとの補助金充当額と補助事業に係る収支決算書の決算額との整合性を審査する必要がある。

- 2 市の公益財団法人小田原市体育協会補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。

- (1) 同補助金の対象であるスポーツ振興事業には、①競技会・講習会等開催事業、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業の3つがある。成果指標として、競技会等の参加者数を設定しており、①競技会・講習会等開催事業の指標として適切であると思われるが、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業を評価する指標を設定していなかった。また、同補助金は、その大半が、法人運営事業として公益財団法人小田原市体育協会全体の活動の人的費に充てられている。公益財団法人小田原市体育協会全体の活動の指標化は難しい面もあると思われるが、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業についても指標を設定し、全体の活動の効果を検証することが必要と考える。

- (2) ポストコロナにおいて、市は「市民のスポーツ競技に係るニーズが減っている」「競技性が低いスポーツ体験等を実施する事業を増やす」と考えており、また、同補助金の成果指標を競技会等の参加者数とし、目標値を平成30年度実績の2万人と設定している。時代の変化や市民のスポーツに対する意識の変化を把握、分析し、指標及び目標値の見直しに反映することが望まれる。